

## 志學館大学図書館委員会規程

### (設 置)

第1条 この規程は、志學館大学図書館規程第4条第2項の規定に基づき、志學館大学図書館委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の運営方針に関する事項
- (2) 図書資料等の購入計画に関する事項
- (3) 図書資料等の長期的計画に関する事項
- (4) 学術情報リポジトリの管理・運営に関する事項
- (5) その他図書館の運営に関する事項

### (組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 学部長から推薦された教員1名又は2名
- (3) 総務課長及び図書館職員1名
- (4) その他図書館長が必要と認めた者

2 前項第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係の教職員を出席させ意見を聞くことができる。

### (事 務)

第5条 委員会の事務は、総務課で処理する。

### (雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成11年4月5日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 この規程の制定後、最初に第3条第1項第2号により推薦された各2名のうち、各1名の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、1年とする。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月25日から施行する。